

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年9月10日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500122 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500026 号

## 第 1 結論

昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 57 年 9 月に夫婦一緒に国民年金に加入した以後、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたにもかかわらず、請求期間が未納期間とされていることに納得できない。夫についても、請求期間が未納と記録されていたが、総務省年金記録確認第三者委員会のあっせんにより保険料納付済期間に訂正されたため、私の請求期間の記録も訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれたとする請求者の夫は、当時の納付状況について、具体的に記憶していないが、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたことは間違いないと陳述している。

また、請求期間前後の期間については、請求者夫婦に係る A 市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、昭和 57 年 10 月から昭和 58 年 9 月までの期間及び昭和 59 年 10 月から昭和 61 年 9 月までの期間について、夫婦同一日に現年度納付されていることが確認できる上、請求者夫婦に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和 58 年 10 月から昭和 59 年 3 月までの納付記録欄については、夫婦同一の表示が記載されていることから、請求者夫婦の納付行動が同一であったことが推認できる。

さらに、請求期間は 6 か月と短期間であり、請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付している上、請求者の夫についても、総務省年金記録確認 B 地方第三者委員会 (当時) のあっせんにより請求期間が保険料納付済期間に訂正された結果、国民年金加入期間は全て保険料納付済期間となっており、請求者夫婦の納付意識は高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500141 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500027 号

## 第 1 結論

平成 8 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 3 月

私は、平成 8 年 3 月分から同年 12 月分の国民年金の未納期間の保険料を支払うように A 市役所で話をし、一括して全額納付したはずであるのに、請求期間が納付した期間となっていないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む平成 8 年 3 月分から同年 12 月分までの国民年金保険料を納付する手続を A 市役所で行い、冊子の形状の納付書により、一括して納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成 8 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、平成 9 年 2 月に現年度納付されていることが確認でき、当該時点において、請求期間の国民年金保険料は過年度保険料となる所、当時、過年度保険料は社会保険事務所（当時）で取扱い、現年度保険料は市町村で取扱うこととされており、別に作成される取扱いであった請求期間の国民年金保険料に係る納付書が同一の冊子に綴られていたとは考え難い。

また、オンライン記録により、平成 9 年 12 月 11 日に納付書が作成されていることが確認できるが、日本年金機構 B 事務センターは、この時点で、作成できる納付書は平成 8 年 3 月分のみである旨回答をしていることから、同日において、請求期間は未納期間であったものと考えられる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500118 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500028 号

## 第 1 結論

昭和 56 年 8 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 8 月から昭和 58 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 8 月 1 日から自営業を始め、すぐに A 市 B 区役所 C 出張所へ行き国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その後、国民健康保険料の納付書は送られてきていたが、国民年金保険料の納付書が届かないので、C 出張所に行きどうなっているのか尋ねたところ、手続がされていないので手続しますと言われた。その後、それほど待たずに 20 か月分の国民年金保険料がまとめて納付できる 1 枚の納付書が送られてきたが、すぐには納付せず、昭和 58 年度分の保険料を 1 度か 2 度納付した後に A 市 D 事業所 E 支店で納付した。

年金記録では請求期間が未納とされているので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った後にそれほど待たずに請求期間に係る納付書が 1 枚送られてきた旨陳述しているところ、A 市は、B 区の国民年金被保険者名簿により、請求者の国民年金の加入手続が昭和 57 年 6 月 12 日に行われたと思われると回答しており、請求者の陳述を前提とすると、少なくとも昭和 57 年度中に請求期間に係る納付書が送付されたこととなる。

しかしながら、昭和 57 年度において、請求期間のうち昭和 56 年 8 月から昭和 57 年 3 月までの期間は過年度保険料、昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 3 月までの期間は現年度保険料となるところ、当時、過年度保険料は社会保険事務所（当時）での取扱い、現年度保険料は市町村での取扱いとなっており、制度上、請求期間（20 か月分）に係る国民年金保険料の納付書をまとめて作成することはできない上、D 事業所が過年度保険料である国庫金を収納できることとなったのは、平成 14 年以降の期間である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付するための資金の一部を自身の A 市 D 事業所 E 支店の預金口座から出金したと陳述しているが、同支店は、保存年限経過のため、昭和 58 年当時の取引履歴は保管されていないと回答しており、請求者の請求期間の保険料納付状況の詳細については確認することができない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500085 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500051 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 (現在は、B 事業所) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から昭和 55 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 6 月 1 日から昭和 55 年 11 月 30 日まで C 事業所 (適用事業所名称は、A 事業所) に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 55 年 1 月 1 日になっており、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

C 事業所が発行した在職期間等証明書を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された在職期間等証明書及び B 事業所から提出された人事記録の写しにより、請求者は、昭和 54 年 6 月 1 日付けで、C 事業所に D 職として採用されたことが確認できる。

しかしながら、請求者が自分と同日 (昭和 54 年 6 月 1 日) 付けで採用されたとする同僚、及び A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により請求者と同日 (昭和 55 年 1 月 1 日) 付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会したところ、D 職であったとする複数の同僚については、採用されたと回答している日より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間当時、A 事業所では、D 職について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、B 事業所は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写しを提出した上で、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しているところ、当該届出の写しによると、A 事業所は、請求者の厚生年金保険被保険者の資格取得日を、昭和 55 年 1 月 1 日と届け出ており、当該日は、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、前述の同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない期間については厚生年金保険料を控除されていない旨陳述しており、当該期間に係る給与明細書の写しにより、厚生年金保険被保険者の資格取得日より前の期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、ほかに請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500100 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500052 号

## 第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 10 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 33 年 7 月 19 日から同年 8 月 9 日まで  
② 昭和 33 年 8 月 7 日から同年 9 月 29 日まで

年金事務所から夫の厚生年金保険の被保険者記録と思われる請求期間①及び②に係る未統合の記録があるとの連絡があった。

夫の当時の勤務先は B 県 C 市 D 町に在った A 社ではないかと思われるが、同県 E 市に在った F 業種の会社等であったかもしれない。

請求期間において、夫が厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、訂正請求記録の対象者と同姓同名で、かつ同一生年月日の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、年金事務所は、請求者に対し当該未統合記録の確認を行っているところ、訂正請求記録の対象者は既に死亡しており、請求者は、当該期間当時、訂正請求記録の対象者が勤務していた事業所について明確には記憶していないが、訂正請求記録の対象者が勤務していた事業所は、B 県 C 市 D 町に在った A 社又は同県 E 市に在った F 業種の会社等であったと思う旨陳述している。

しかしながら、請求者の陳述する A 社については、商業登記簿によると、同社は、平成 17 年 12 月 13 日付けで G 社に合併し解散していることが確認できることから、解散時の代表取締役は、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の届出、保険料の納付、雇用形態、厚生年金保険料の控除等について全て不明である旨回答していることから、訂正請求記録の対象者の勤務実態等を確認できる関連資料等を得ることができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間①及び②における同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、訂正請求記録の対象者の当該期間における勤務実態等をうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はない。

加えて、請求者の陳述する E 市に在った F 業種の会社等については、請求者から事業所名称

等に係る具体的な陳述を得ることができないことから、厚生年金保険の適用事業所を特定することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、前述の未統合記録については、当該未統合記録における厚生年金保険の被保険者期間と請求期間とは一致するものの、請求者の陳述する事業所名称（A社）とは符合しない。

また、当該未統合記録における事業所の後継事業所に照会したが、当時の従業員に係る人事記録等の関連資料を保管していないことから、訂正請求記録の対象者の勤務実態をうかがわせる資料を得ることができない。

さらに、未統合記録の事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、訂正請求記録の対象者に係る陳述を得ることができない。

これらのことから、前述の未統合記録が、訂正請求記録の対象者の記録であるという推認ができない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500086 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500053 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から同年 10 月 23 日まで

私は、前職を退職した後の昭和 29 年 8 月頃、友人から友人の叔父の経営する A 社に誘われ、同年 9 月 1 日に同社に就職し、B 業務員として、同年 10 月 23 日まで勤務したことを記憶している。

先日、その友人の弟と会った際に、当時、私が A 社に 2 か月ほど勤務していた旨告げられた。

A 社において、厚生年金保険に加入し、健康保険証を受領した記憶があるにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の業務内容等に係る具体的な陳述、請求者を A 社に誘ったとする友人の弟の陳述及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の業務内容に関する陳述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していた状況がうかがえる。

しかしながら、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、請求者を記憶している者はおらず、請求者に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について具体的な陳述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主及び後任の事業主である請求者の友人は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る事業所記号簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 22 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、当該適用日から請求期間後の昭和 31 年 10 月 30 日までの期間において被保険者資格を取得した被保険者に係る健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

加えて、請求者は給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500087 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500054 号

## 第 1 結論

昭和 62 年 1 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までについて、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

平成 5 年 1 月 1 日から平成 8 年 2 月 1 日までについて、請求者の B 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

平成 8 年 2 月 1 日から平成 13 年 6 月 1 日までについて、請求者の C 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日まで  
② 平成 5 年 1 月 1 日から平成 8 年 2 月 1 日まで  
③ 平成 8 年 2 月 1 日から平成 13 年 6 月 1 日まで

私は、請求期間①及び②においては、A 事業所及び B 事業所に勤務し、請求期間③においては、C 社に勤務していたが、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、実際に支給されていた給与支給額より低額の記録とされていること分かった。

このことは、私が所持している当該期間に係る給与明細書（一部の期間を除く。）を確認すれば明らかであるので、本来の給与支給額に見合う標準報酬月額の記録として、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①の A 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額について、請求期間②の B 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額について、請求期間③の C 社における厚生年金保険の標準報酬月額について、当該期間のうち大部分に係る給与明細書を提出した上で、実際の給与支給額よりも低額の記録とされていると陳述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録上における標準報酬月額を上回る場合である。

請求期間①、②及び③のうち、前述の給与明細書により報酬額及び厚生年金保険料額が確認できる期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額及び給与支給額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上における標準報酬月額と比較し、同額又は低額であることから厚生年金特例法による

保険給付の対象には当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間のうち、請求者が給与明細書等の資料を保管していない期間については、A事業所及びB事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから陳述が得られない上、C社は、請求期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていないと回答していることから、報酬額及び厚生年金保険料額を確認できる関連資料を得ることはできない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間において、請求者の標準報酬月額のみが低額で記録されている等の事情は見受けられない上、請求者の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されたなどの不自然な形跡も見受けられない。

このほか、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500117 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500055 号

## 第 1 結論

昭和 54 年 9 月 1 日から昭和 55 年 9 月 1 日までについて、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から昭和 55 年 9 月 1 日まで

私は、A 社において、昭和 54 年 5 月 1 日から昭和 55 年 8 月 31 日まで正社員として勤務し、入社月の給与から厚生年金保険料の控除を受けていたが、国の記録では、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日は昭和 54 年 9 月 1 日となっており、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、請求者を記憶していると回答した者は無く、請求者の請求期間に係る勤務実態をうかがわせる供述を得ることができない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求者の A 社における離職日は昭和 54 年 8 月 31 日となっており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、B 社は、請求者に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる資料は無く、請求期間に係る請求者の勤務実態等は不明である旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。